

唐津市監査委員公告

監査の結果に関する報告に基づいて講じた措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定により監査（旧地域交流部）の結果に関する報告に基づいて講じた措置状況の通知を受けたので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

令和8年3月11日

唐津市監査委員 寺 田 長 生

唐津市監査委員 飯 田 隆 人

定期監査結果に係る措置状況報告書

監査期間：令和6年4月25日～令和7年4月23日

旧地域交流部

地域交流部 地域づくり課

1 がんばる地域応援事業補助金について [指摘事項]

標記補助金事務において、以下の不適正な事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 納涼祭実施のためにA地区納涼祭実行委員会から唐津市がんばる地域応援事業補助金（事業区分：地域の連帯感の醸成及び活性化を図るソフト事業）の申請及び市の交付決定がなされていたが、同日付けで主たる構成員が同じであるA地区町内会から別事業の実施を目的とする唐津市がんばる地域応援事業補助金（地域力促進枠）の申請があり、市の交付決定がなされていた。

令和5年度唐津市がんばる地域応援事業補助金（地域力促進枠）実施要領第2条第3項では「令和5年度唐津市がんばる地域応援事業補助金交付要綱第2条第1項第1号に規定する地域の連帯感の醸成及び活性化を図るソフト事業の補助対象事業者は、本事業に申請することができない。」と規定されており、名称は異なっているものの、同一地区内で主たる構成員が同じである場合は同一団体と同視できるため、地域力促進枠の申請を認めるべきではなかった。

- (2) 唐津市がんばる地域応援事業補助金の補助対象事業として交付要綱第2条第1項第2号に「地域が所有し、又は管理する施設等の整備事業」とし、補助対象事業者として第3条に「（前略）唐津市内の認可地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する認可地縁団体をいう。）とする。」とされているものの、認可を受けていない地縁団体から施設等の整備に関する補助申請がなされ、補助金を交付しているものが2件あった。

- (3) 団体構成員に対する日当・報償費（事務手当、役員手当等を含む。）、草刈り機・軽トラック等の借上げ料、構成員個人が自身の所有地から採取した竹木等の買上げ費用など、団体構成員に対しての支出を団体の補助対象経費に計上している事案が多く見受けられた。

唐津市補助金適正化ガイドライン（以下「補助金ガイドライン」という。）において、事業費補助の場合、団体の構成員に対する日当や報償費については、対象事業の実施に直接結びつかない経費や社会通念上妥当ではないものの一例とされている。

また、一般的に補助金は交付先の自主的な行動や自主財源の負担を基本として二次的に交付すべきものであるが、団体構成員が所有する草刈り機や軽トラック等についても自主的行動・自主財源に属するものと考えられることから、替え刃やガソリン代などの実費弁償はともかく、団体構成員への借上げ料等を団体の補助対象経費として計上すべきではないと思考する。

(講じた措置)

- (1) 人口の少ない地区では、同一地区内の異なる団体で主たる構成員が同じとなる場合があるため、提出された申請内容を十分確認したうえで交付決定を行う。
- (2) 補助対象事業者は唐津市民5人以上を含む任意団体を可能としていたが、令和6年度以降の補助金交付要綱においては、施設等の整備事業について補助対象事業者を地縁団体及び認可地縁団体に限定した。
- (3) 草刈り機や軽トラック等の使用料及び賃借料については、がんばる地域応援事業補助金実施要領で対象事業の実施に必要な対象経費として、機械等の使用に必要な燃料費又は消耗品費の実費と選択して計上することができるよう定めているものであり、金額については燃料や替え刃の費用、機械の損料にあたるものとして、機械のリース料や燃料費等の実費から算定し設定しているものである。

機械の借上料については、実績報告の写真や領収書の記載事項等により、団体構成員に対する日当・報償費にあたるものではないことを確認するよう徹底した。

地域交流部 離島振興室

1 島づくり事業補助金について [指摘事項]

標記補助事業では、補助金交付要綱の中で「負担金補助金」を補助対象経費の費目としており、当初から、からつ七つの島活性化協議会への負担金の支出を想定しているが、一般的には、上部組織や下部組織への負担金等の支出は、補助金の迂回交付行為で補助金が何に使われたのか使途が不明瞭となるので、これらに類するものは補助対象外の経費とするべきであった。

適正な事務処理をされたい。

(講じた措置)

補助金の迂回交付行為とならないよう、からつ七つの島活性化協議会を島づくり事業補助金の補助対象団体とし、市から直接補助金を交付するよう改めた。

地域交流部 移住定住促進課

1 移住情報等発信事業について [指摘事項]

令和4年度に実施された標記事業は、唐津市からの転出入が最も多い福岡県に対し、唐津の魅力を発信することで、移住希望者の増加を図るとともに、唐津の認知度を向上させることを目的として、A株式会社に委託されている。

委託内容のうち、「唐津の全般的な情報発信」については、①テレビ中継もしくはVTR放送5回、②テレビCM10回、③ラジオ中継等8回、④ラジオCM10回等、詳細な業務内容及び情報発信の回数が契約書で定められていたが、A株式会社から提出された報告書において、契約書に定めた業務内容の回数が記載されていないものが一部あった。

報告書を受領する際には、契約書の業務内容が満たされているかなどを確認し、適切な報告書を受領されたい。

(講じた措置)

報告書を受領する際は、契約書や仕様書に記載した事項を満たしているかについて複数の職員で確認を行うこととした。

2 ふるさと回帰フェア2023出展に伴う旅行命令書について [指摘事項]

当該旅行において、1名あたり77,900円の2泊3日のパック旅行（航空運賃、宿泊代及び朝食代含む）が選定されていた。

人事課が示している『旅費の基本的な考え方』によると、パック旅行を選定するにあたっては、パック料金に夕・朝食代相当額を加えたものが、パック旅行を利用しない場合の旅費（条例に定める宿泊料定額に運賃相当を加えたもの）よりも安価となる場合にその利用が可能であるとされている。

しかし、当該旅行において選定されたパック旅行はパック旅行を利用しない場合の旅費を超過していたため、そもそも選定することができないものであった。

また、諸事情により当該パック旅行を選定せざるを得ない場合であったとしても、比較計算書によると当該旅行が決まった時点で手配できる往復航空券のみの金額は32,310円であったことが示されていることから、選定されたパック旅行

における宿泊料相当額は、実質上条例に定める宿泊料定額を超えており、人事課への協議をすべきであったと思考する。

旅費事務においては、規定等の趣旨を踏まえ、慎重に事務を進められたい。

(講じた措置)

旅費事務においては、人事課が示す「旅費の基本的な考え方」を再度確認し、条例に定める宿泊料定額を超える場合は人事課と協議するなど、慎重に事務を進める。

地域交流部 男女共同参画課

1 男女共同参画基本計画（第5次）策定業務について [指摘事項]

標記委託事務において、以下の不適正な事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 実施伺いにおいて、指名型プロポーザル形式の方法により実施要領を定め事務を進めていたが、業者を7者指名し、その内6者が辞退したため、1者のみで事務が進められプロポーザルの結果、提案を有効として契約されていた。

本市のプロポーザル実施ガイドラインでは、プロポーザル方式を採用する場合は、実施要領において「申請を行った者が1者の場合の取扱い」を定めるよう規定されており、実施要領にその取扱いを有効とするか、無効とするかを定めればよいとの見方ができる規定がなされているが、工事及び業務等においても準用されている唐津市建設工事等競争入札実施要綱では「1者を除いて他のすべての指名者が辞退した場合は、原則として当該入札を中止するものとする。」と規定されている。

一般的には、指名競争入札の場合、1者の入札は地方自治法の趣旨である「競争」したことにはならないと言われており、それに当てはめると一般競争入札や公募型のプロポーザル形式以外では、1者応札は認め難いと思ふ。

そもそも契約行為は地方自治法が定める競争性の原則という原点に立ち返って、安易に1者入札や随意契約をなされないよう適正な事務に努められたい。

- (2) 実施伺いにおいて、指名型プロポーザル方式を予定し、企画提案書等の提出依頼先（案）を添付し決裁されていたが、後日、担当課長により指名伺いが起案され依頼者（指名者）を決定するという、依頼先を二重に決定する事務処理がなされており、そもそも実施伺いの段階で提出依頼先、言わば指名業者が記載され周知されたということの問題性を認識されたい。

プロポーザル方式は随意契約の一つであるが、本市では、指名型プロポーザル方式を採用する場合、指名伺いで業者を選定し決定することが唐津市プロポーザル実施ガイドライン概要版【R5.5.11改訂】に記載されており、この指名伺いは指名競争入札の際の指名伺いと同等のものであると思ふ。

(講じた措置)

- (1) 唐津市プロポーザル実施ガイドラインに沿った適正な事務処理を行う。
- (2) 指名型プロポーザル方式を採用する場合は、指名者を二重に決定する事務処理とならないよう適正な処理を行う。

2 お出かけ講座志援隊事業について [指摘事項]

標記事業事務において、以下の不適正な事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) この出前講座事業において、呼子地域婦人会や女性の団体、個人（以下「講師等」という。）へ事業の講師を依頼しているが、具体的な仕様書が無く業務内容があいまいとなっていた。また、この業務の設計書では、呼子地域婦人会は朗読劇「5人×2,600円の1回13,000円」、女性の団体はグループワーク「3人×2,600円の1回7,800円」、個人は講演「1回4,600円」として講師料を設計し、市が提示する金額と業務内容で出前講座講師を引き受けてもらっていたが、この講座の実施報告は受講申込みをした団体からの実施報告書を求めているだけでその中に講師の人数等が分かる内容の記載がなく、その講座に掛かる費用として積算した人数が適正に講座会場に向いて講座を実施したかどうか不明瞭であった。

講師依頼先には適正な人数の人員派遣を依頼され、業務報告書では、講師の人数や講座の内容等が詳しく確認できるような報告書を求められたい。

- (2) 呼子公民館交流会実行委員会からこの出前講座の申込みがあり、呼子地域婦人会が依頼指名されていたので、市は呼子地域婦人会へ出前講座講師を依頼し、実施後に講師料を支払っていたが、呼子公民館交流会実行委員会には婦人会長が名を連ねており呼子地域婦人会はその構成員であり、その構成員が講師を行うことに対し講師料を支出することが疑問である。

(講じた措置)

- (1) 出前講座事業については、新たに仕様書を作成することで事務内容を明文化した。また、講師依頼先には適正な人数の派遣を依頼するよう事務を改めたほ

か、派遣人数や講座の内容が確認できるよう実施要領に定める実績報告書の様式を変更した。

(2) 申込者の団体構成員が講師とならないよう、実施要領に定める受講申込書の様式に「申込者と講師の関係」についての記載欄を設けることで、講師となる者が申込者の団体構成員である場合は原則申込を却下し、他の講座を案内するなど事務処理を改めた。

3 男女共同参画推進フォーラム事業補助金について [意見・要望事項]

当課では、唐津市における男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進フォーラム（以下「フォーラム」という。）を主催する団体に対し補助金を交付している。

このフォーラムは令和5年度に29回目を迎えており、市が現行の補助を続けて10年以上の期間が経過している。当初は、市が開催し数回を経て現在の団体に市民協働の観点から主催を移管した経緯があり、この補助金の交付要綱は単年度交付要綱として毎年度制定され、補助金の額は200,000円を限度と規定されている。

定額補助の場合は、その採用理由と金額の積算根拠を明らかにすること、また、通常の補助率を超えて個別の補助率を設定する場合はその理由を客観的に説明できるようにすることとなっており、適切な補助事業の執行に努められたい。

(講じた措置)

唐津市補助金適正化ガイドラインに基づき、毎年度事業の見直しを行いながら必要性を判断し、適切な補助事業の執行に努める。

4 女性活躍推進業務（デジタルマーケティング講座）委託業務について

[指摘事項]

標記事業は、委託先を学校法人Aとして1者随意契約を予定のうえ仕様書と設計書を作成しており、この設計書の積算で講師の謝金を8,700円としていたが、この金額は大学教授の単価でありこの単価を根拠とする説明が明確ではなかった。

適正な事務処理をされたい。

(講じた措置)

講師の謝金については、設計書を作成する際に単価の根拠を明確に記載するよう事務を改めた。

地域交流部 観光文化課（虹の松原室）

1 文化連盟等補助金について [指摘事項]

標記補助金事務において、以下の不適正な事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 標記補助金要綱第3条では、補助対象事業及び補助対象経費を規定しているが、第4条では、「補助金の限度額は、別表のとおりとする。」とし、交付する補助金の限度額をそれぞれの団体毎に個別に定めており、事業に対する補助ではなく団体の規模に対する「団体運営費補助」の様相を呈したままの内容となっていた。

事業費の補助とするならば、団体毎の限度額とはならず、事業の規模に対して補助率及び限度額を設定すべきである。

- (2) 標記補助金の補助率は補助対象経費の2/3以内と規定されているが、補助金ガイドラインによると事業費補助の場合、補助率1/2以内に設定するようになっており、この上限を超える補助率を設定する場合は、その理由を客観的に説明できなければならないとされている。

当該事業の趣旨等を整理し、適正な交付となるよう整備されたい。

(講じた措置)

- (1) 団体毎の限度額を撤廃し、適正な補助事業となるよう要綱を整理した。
- (2) 文化連盟等が行う文化活動は、唐津市補助金適正化ガイドラインに定める補助率の個別設定事由の1つである公益性・公共性の高い団体が行う行政代行的な事業に対して補助するものとして整理することで、適正な交付となるよう整備した。

2 公益財団法人唐津市文化事業団補助金について [指摘事項]

標記補助金事務において、補助対象事業者から提出された実績報告書を確認すると、収支決算書と添付されていた支出等を証明する書類の金額が突合できないものや書類の編てつがされていないものがあった。

補助金額確定の根拠となる書類の審査は厳格に行い、客観的にみても疑義が生

じることがないよう書類等を整備し事務処理をされたい。

(講じた措置)

実績報告書の書類審査を厳格に行うとともに、書類の編てつ前に再度整備状況を確認するよう事務を改めた。

地域交流部 観光文化施設課

1 南城内駐車場管理業務について [指摘事項]

標記業務については、南城内駐車場における 24 時間体制での障害対応及び防犯カメラ等の保守点検を行うことで、利用者の利便性の向上及び防犯体制の強化を図る目的で「南城内駐車場管理業務」が委託されている。また一方で、南城内駐車場機器の故障等を未然に防止し、利用者の利便性の向上を図る目的で「南城内駐車場機器保守点検業務」が同じ業者に委託されている。それぞれの業務の仕様書を確認すると業務内容が重複しており、現状では業務を分割することで非効率的な業務委託になっていると考えられ、駐車場管理業務の中で機器の定期保守点検も含めて計上し業務を委託することにより、駐車場の適切な管理ができるものではないかと思慮する。

適切な事務処理をされたい。

(講じた措置)

南城内駐車場については令和 7 年度から指定管理制度を導入して管理運営を行っているが、指定管理者と指摘内容を共有するとともに、業務内容の統合や更なる効率化を図るよう指導した。

2 備品の管理について [指摘事項]

各施設に配置されている重要物品について次のような不適切な管理が見受けられた。虹の松原ホテルに配置の冷凍冷蔵ショーケース（平成 7 年 1 月購入分）が廃棄処分されているにもかかわらず、財産処分の手続を取られていなかった。また、相知交流文化センターに配置のプロジェクター（平成 4 年 4 月購入分）は故障していたため、別の機器をリースしており使用していないにもかかわらず、財産処分の手続を取られていなかった。

適正な事務処理をされたい。

(講じた措置)

指摘後、冷凍冷蔵ショーケースについては令和 7 年 3 月 13 日、プロジェクタ

一については令和7年3月12日に財産処分の手続を行った。

今後は備品の確認を徹底するとともに、指摘を受けた指定管理施設の備品については、故障した際は速やかに市へ報告して指示を受けるよう、指定管理者へ周知した。

浜玉市民センター産業・教育課

1 がんばる地域応援事業補助金について [指摘事項]

標記補助金について、補助対象事業者から提出された実績報告書を確認すると、添付された領収書の中に、補助金交付決定通知前の日付の領収書があり、補助対象外の経費が対象経費として計上されていた。また、物品等の領収書が個人の立替による領収書となっているものや、リース車両の賃借料について、建設会社からのリース車両の仲介を行った個人名の領収書になっていた。さらに、領収書の宛名が申請団体名ではないものが見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

(講じた措置)

補助金交付決定通知前の日付の領収書に係る経費については補助対象外経費とした。また、領収書については要綱に基づき適正に整備するよう申請団体へ指導を行ったほか、実績報告書の審査においては複数の職員で対応するよう事務を改めた。

2 地域交流イベント活動促進事業補助金について [指摘事項]

標記補助金について、補助対象事業者から提出された実績報告書を確認すると、添付された領収書の中に、補助金交付決定通知前の日付の領収書があり、補助対象経費として計上されていた。補助金交付決定通知前の経費は、補助対象外経費として計上すべきであった。

適正な事務処理をされたい。

(講じた措置)

補助金交付決定通知前の日付の領収書に係る経費については補助対象外経費とした。また、領収書については要綱に基づき適正に整備するよう申請団体へ指導を行ったほか、実績報告書の審査においては複数の職員で対応するよう事務を改めた。

巖木市民センター 産業・教育課

1 施設修繕について [指摘事項]

巖木温泉佐用姫の湯の管理運営について協定書を締結しているが、次のような不適切なものが見受けられた。

協定書第 15 条で施設及び設備を維持するために必要な修繕及び改修について、修繕計画書に基づき市の負担と責任で行うものとなっており、施設の損傷や設備の故障等に関する修繕で軽微なものについては、市の承認を得て、指定管理者の負担と責任で行うことができるとされているが、指定管理者リスク分担表の維持管理リスクの分担については指定管理者の負担で行うとされている。

施設内のトイレドア開閉押釦取替工事 7,392 円については小規模の修繕であり、指定管理料の中に一定の修繕費用の金額も含まれていることから、指定管理者の負担と責任で実施しなければならなかったのではないかと思考する。

適正な事務処理をされたい。

(講じた措置)

施設の損傷や設備の故障等に関する修繕で軽微なものについては、協定書及びリスク分担表に基づき指定管理者と協議を行いながら、適正な事務処理を行う。

北波多市民センター 産業・教育課

1 がんばる地域応援事業補助金（地域力促進枠）について [指摘事項]

標記補助金事務において、以下の不適正な事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 北波多地域まちづくり会議からの実施報告書において、事業手当 33,000 円が事務に係る手当として実行委員会の役員の一人名へ支出されていたが、事務手当が支出できるのは、事務を外注する場合に特に事務手当を支給できるというものであり、この支出については実行委員会の構成員である者への手当や賃金に類するものであったので補助対象外の経費とするべきであった。
- (2) 同じく、北波多地域まちづくり会議からの実施報告書において、市公民館の館長が、公民館長として実行委員会の副会長となり役員手当を受領していたが、公民館長は市の職員（会計年度任用職員）であり、その職務を行うに当たり市から報酬を受けているため、実行委員会の役員手当を受け取るのは疑義がある。

(講じた措置)

- (1) 当該事業手当については事務作業に要する経費であり、実行委員会の構成員である者への手当や賃金に類するものではないため、要綱及び要領に基づき補助対象経費とした。
- (2) 実行委員会の構成員である公民館長への役員手当に係る経費については補助対象外経費となるため、要綱及び要領に基づき適正に計上するよう申請団体へ指導を行ったほか、実績報告書の審査においては複数の職員で対応するよう事務を改めた。

2 地域交流イベント活動促進事業補助金について [指摘事項]

標記補助金事務において、以下の不適正な事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- (1) 北波多ふるさと夏まつり実行委員会の事業実施申込書をみると、交通安全指導員が実行委員会名簿に記載されていたが、交通安全指導員は市の条例によって委嘱された者であるため、その職で実行委員会の構成員となるに当たっては、

交通安全指導員としての活動状況等の把握のためにも、市の委嘱した所管課に協議等行うべきであった。

- (2) 北波多ふるさと夏まつりと北波多ふれあいフェスタ、唐津焼の里ウォーク in 北波多のそれぞれの実績報告書において、実行委員会事務局業務委託料として 10,000 円が実行委員会の役員の一部へ支出されていたが、補助金の対象経費の考えでは、事務を外注する場合に特に事務手当を支給できるというものであり、この支出については実行委員会の構成員である者への手当や賃金に類するものであったので補助対象外の経費とするべきであった。

(講じた措置)

- (1) 交通安全指導員が実行委員会の構成員となる場合は、市の委嘱した所管課へ協議等を行うよう申込団体へ指導した。
- (2) 当該事務局業務委託料については外部団体に事務作業を依頼した委託料であり、実行委員会の構成員である者への手当や賃金に類するものではないため、要綱及び要領に基づき補助対象経費とした。

肥前市民センター 産業・教育課

1 がんばる地域応援事業補助金について [指摘事項]

標記補助金について、補助対象事業者から提出された実績報告書を確認すると、添付された領収書の中に、振込手数料を未計上の領収書が見受けられた。がんばる地域応援事業補助金交付要綱第5条において、補助対象事業費は補助対象経費の総額とすると規定されているため、補助金の実績報告書の審査については、厳格な審査及び適正な事務をされたい。

(講じた措置)

補助対象事業費については要綱及び要領に基づき適正に計上するよう申請団体へ指導を行ったほか、実績報告書の審査においては複数の職員で対応するよう事務を改めた。

2 文化連盟等補助金について [指摘事項]

標記補助金について、補助対象事業者から提出された実績報告書を確認すると、支出を証明する書類として添付されている領収書の写しに、領収金額に手書きで見え消しの訂正を入れているもの、宛名と領収元が当該団体となっているものがあった。

適正な事務処理をされたい。

(講じた措置)

領収金額に手書きで見え消しの訂正を入れているものについては、領収金額のうち補助対象経費となる金額のみを示すためのものであったが、そのような場合は内訳書を添付するなどの方法をとるよう指導した。また、領収書については要綱に基づき適正に整備するよう申請団体へ指導を行ったほか、実績報告書の審査においては複数の職員で対応するよう事務を改めた。

鎮西市民センター 産業・教育課

1 行政財産使用料の減免について [指摘事項]

行政財産の使用許可申請が提出され、同時に行政財産使用料の減免申請が提出されていた。行政財産の減免について、行政財産使用料第4条第4号の規定により減免許可の決裁を市民センター長の決裁により取られていたが、平成31年3月29日付けの政策部長通知により、「市長が特に認めるもの」を適用する場合は、市長決裁を取ることとされている。

事務処理状況を確認のうえ、適正な事務処理をされたい。

なお、前述の平成31年3月29日付けの政策部長通知の際に「唐津市事務決裁規程の一部改正手続きを行っています」とされていたが、令和元年以降、事務決裁規程の改正は度々なされてはいるが、この部分の規定についての改正はなされていない。

制度所管課におかれては、早急に適切な対応をされたい。

(講じた措置)

行政財産の使用許可申請に係る事務処理については、唐津市行政財産使用料条例に基づき適正に行う。

なお、唐津市事務決裁規程の一部改正については、現行規程の中で対応できると判断できたため改正せず、令和7年5月9日付けの総合政策部長通知により全庁に通知した。

2 がんばる地域応援事業補助金について [指摘事項]

標記補助金について、補助対象事業者から提出された実施報告書を確認すると、添付された領収書の中に、宛名が補助対象事業者でないものがあった。

補助金の実績報告書の審査については、厳格な審査及び適正な事務をされたい。

(講じた措置)

領収書については要綱に基づき適正に整備するよう申請団体へ指導を行ったほか、実績報告書の審査においては複数の職員で対応するよう事務を改めた。

呼子市民センター 産業・教育課

1 地域交流イベント活動促進事業補助金について [指摘事項]

標記補助金の実績報告書において、以下のような不適正な処理が見受けられたので適正な処理をされたい。

- (1) 宛名や使途の明記がない領収書、宛名が補助対象事業者名ではない領収書、収入証紙等の公租公課を補助対象経費としていた。
- (2) 補助金の交付決定日より前に支出した経費を補助対象経費と認めているものがあつた。

適正な事務処理をされたい。

(講じた措置)

収入証紙等の公租公課及び補助金交付決定通知前の日付の領収書に係る経費については補助対象外経費とした。また、領収書については要綱に基づき適正に整備するよう申込団体へ指導を行ったほか、実績報告書の審査においては複数の職員で対応するよう事務を改めた。

2 祭り振興費について [指摘事項]

当課では、呼子大綱引を実施している呼子大綱引振興会へ補助金を交付している。

当該補助金交付事務において、設営費のミト作り費が各町の若衆会へ、若衆活動費が若衆頭会へそれぞれ支出されているが、その支出に関しては、若衆会等からの領収書しか添付がなく実際に何に使われたお金であるかが不明瞭となっていた。当該振興会の構成員に対しての支出であるならば、補助対象経費として計上すべきではないと思考されるので、適正な事務処理をされたい。

(講じた措置)

補助対象経費については要綱及び要領に基づき適正に計上するよう当該振興会へ指導を行ったほか、実績報告書の審査においては複数の職員で対応するよう事務を改めた。

七山市民センター産業・教育課

1 国際溪流滝登り事業補助金について [指摘事項]

標記補助金について、補助対象事業者から提出された実績報告書（令和 5・6 年度）を確認すると、車両や機械器具の借上げ料が補助対象経費として支出されていたが、補助金交付要綱第 2 条において補助対象経費を規定されており、使用料及び賃借料は補助対象経費に掲げられていなかった。

また、補助金交付要綱において補助金の額は補助対象経費の 2/3 以内に相当する額となっているが、補助金の見直し及び補助金ガイドラインにより個別補助金としては 1/2 以内に移行するとされており未だに見直されていない。

適正な事務処理をされたい。

(講じた措置)

車両や機械器具の借上げ料については事業を実施するうえで必要な経費であるため、補助金交付要綱の補助対象経費に「使用料及び賃借料」を追加することで必要性を明確にした。

また、補助金の額については、唐津市補助金適正化ガイドラインに基づき補助対象経費の 1/2 以内に相当する額とすることで、補助金交付要綱を見直した。

2 地域交流イベント活動促進事業補助金について [指摘事項]

標記補助金について、補助対象事業者から提出された実績報告書を確認すると、添付された領収書の中に、ポスター・チラシの作成業務の領収書を個人の立替による領収書となっているものがあり、数量の確認や金額の正当性を確認できないものであった。

適正な事務処理をされたい。

(講じた措置)

領収書については要綱に基づき適正に整備するよう申込団体へ指導を行ったほか、実績報告書の審査においては複数の職員で対応するよう事務を改めた。